

特記仕様書

業務名 奈良県消防学校機能強化検討支援業務

業務番号 第1ー消1号

業務場所 奈良県宇陀市榛原下井足地内又は奈良県総務部知事公室消防救急課が指定する場所

履行期限 令和7年9月30日

第1条（業務目的）

消防学校は、消防職員及び消防団員の資質を高めるための教育訓練機関であるが、現在の奈良県消防学校は施設の老朽化が顕著で、敷地面積も狭いことなどから、現在の消防救急活動に即した教育訓練が充分には行えないため、早期の移転整備が喫緊の課題である。

本県消防学校は、南海トラフ巨大地震などの大規模災害をはじめとする被災現場などの各場面において、的確に状況判断できる消防職員などを育成するため、教育訓練機能を充実・強化し、消防力の向上を図る必要がある。

加えて、新しい消防学校は、災害対応において県南部の核となる南部中核拠点と一体的に整備することに鑑み、災害時における消防学校の有効活用についても、併せて検討する必要がある。

本業務では、本県が令和5年9月に設置した「奈良県消防学校教育訓練充実検討委員会」及び令和6年4月に設置した「災害応急対策（防災拠点）検討部会」の議論のほか、過年度の消防学校移転整備に関する検討内容を踏まえ、消防学校の教育訓練機能及び災害時に求められる機能を強化する方向性を明らかにするべく、「消防学校の現状把握・課題整理」、「他府県消防学校の事例整理」、「訓練施設や管理施設など各施設の機能を強化する方向性」、「必要な各施設の規模」等を整理するための検討を行う。

第2条（業務内容）

1. 計画準備（業務計画書の作成）

業務の目的、過年度の検討内容、消防学校に係る法令や国等の通知、その他関連事項を把握した上で、業務実施の方針及びスケジュールを検討し、業務計画書を立案、作成する。

2. 現状把握と課題整理

本県消防学校施設の訓練環境、教育環境及び生活環境等の概要（位置、敷地、階層、設備など）や活用状況を把握し、現地確認や学校関係者に聞き取りをしたうえで、消防学校の整備にあたり検討及び解決すべき課題（改善及び追加すべき施設）を整理する。

3. 他府県消防学校の事例整理

本業務の目的を熟知したうえで、他府県消防学校の先進事例を調査し、各施設（訓練施設、管理施設、宿泊施設）に必要な機能などの事例を整理する。

4 機能強化の方向性

上記1～3を踏まえ、新しい消防学校に必要な訓練施設、管理施設及び宿泊施設等の諸室に必要な機能を整理する。

なお、学校施設の諸室に必要な機能の精査に当たっては、災害時の利用場面も想定すること。

5. 各施設の必要な規模

上記4を踏まえ、新しい消防学校に求められる機能が確実に発揮できるよう、消防学校に必要な訓練施設、管理施設及び宿泊施設等について、他府県消防学校の先進事例及び本県の状況などをもとに、諸室ごとに必要な面積を算出し、必要面積の設定根拠も併記するなどして整理する。

6. 説明等資料の作成

消防本部等関係者等へ説明するための資料を作成すること。また、消防本部等関係者の意見を集約し、資料として整理すること。

いずれの資料についても、読みやすいフォントや図表を用いるなど視認性に優れた資料とすること。

7. 打ち合わせ協議

本業務の実施にあたっては、実施内容を奈良県総務部知事公室消防救急課と協議しながら、進めるものとする。

なお、本業務に関する打合せ協議は、業務着手時、中間打合せ2回、成果品納入時の計4回を予定する。但し、打合せには管理技術者が立ち会うものとする。

また、業務中に発生する簡易な質疑応答等は打ち合せ回数に含まないものとするが、簡易な質疑応答であっても、業務内容の方向性等に影響するような質疑応答・指示等があった場合については、議事録を作成し提出するものとする。

8. 報告書の作成

上記の検討結果をとりまとめ、報告書を作成するとともに、報告書の概要版を作成する。

なお、7月中旬には機能強化の方向性や施設規模に関する中間とりまとめを作成することとする。

第3条（スケジュール）

令和7年5月中旬	契約
令和7年7月中旬	中間とりまとめの作成
令和7年9月下旬	報告書の作成

第4条（履行期間）

本業務の履行期間は、契約日から令和7年9月30日まで

第5条（資料の貸与）

本業務の実施にあたり、過年度における以下の資料（電子データ一式）を貸与する。

- ・令和5～6年度奈良県消防学校教育訓練充実検討委員会 説明資料等
- ・平成28年度奈良県広域防災拠点整備基本構想（第2期）
- ・令和4年度奈良県大規模広域防災拠点建築基本計画作成業務報告書

第6条（成果品の提出）

本業務は、電子納品対象業務とする。成果品は、国土交通省が策定した「土木設計業務などの電子納品要領」及び奈良県が策定した「土木設計業務等の電子納品ガイドライン（案）」（以下、両者を総称して「要領」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成した電子成果品を提出するとともに、報告書を納品する。

提出する成果品と数量は次のとおりとするが、要領で特に記載が無い項目については調査職員と協議のうえ決定するものとする。

- ① CD-Rに納められた電子データ 3部
- ② 製本版（報告書（簡易製本）） 3部

なお、作成された成果品にかかる著作権は発注者に帰属するものとする。

第7条（業務上の留意事項）

- ・本業務にあたっては、本特記仕様書によるほか、土木設計業務等共通仕様書（令和2年10月 奈良県県土マネジメント部）によるものとする。
- ・業務に用いる諸基準については、最新のものに準拠し、運用その他が改訂されていないか十分注意を払うこと。
- ・委託契約完了に関わらず、成果品に誤りがあった場合は、受注者の責任において速やかにその誤りを訂正すること。
- ・本業務説明書に明示なき事項等について疑義が生じた場合には、発注者・受注者協議のうえ、発注者の指示に従うものとする。
- ・次に掲げる「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」について、遵守すること。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。